

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.67)

1 日 時 令和5年8月4日(金)  
午前10時15分 開会  
午前10時47分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

### 3 出席委員(8人)

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 委 員 長 | 中 村 義 雄 | 副 委 員 長 | 木 畑 広 宣 |
| 委 員   | 吉 村 太 志 | 委 員     | 日 野 雄 二 |
| 委 員   | 渡 辺 修 一 | 委 員     | 泉 日 出 夫 |
| 委 員   | 小 宮 けい子 | 委 員     | 山 内 涼 成 |

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 総 務 局 長 | 田 中 規 雄 | 総 務 部 長     | 塩 塚 博 志 |
| 総 務 課 長 | 荒 田 政 二 | 議 会 担 当 課 長 | 菊 原 康 弘 |

### 6 事務局職員

|             |         |         |           |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 事 務 局 長     | 岩 田 光 正 | 次 長     | 馬 場 秀 一   |
| 総 務 課 長     | 藤 富 誠 吾 | 議 事 課 長 | 木 村 貴 治   |
| 政 策 調 査 課 長 | 森 幸 二   | 議 事 係 長 | 福 留 圭 一   |
| 書 記         | 廣 池 和 哉 |         | 外 関 係 職 員 |

## 7 付議事件及び会議結果

| 番号 | 付 議 事 件   | 会 議 結 果                         |
|----|---|---------------------------------|
| 1  | 請願第11号「旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについて」   | 継続審査とすることを決定。                   |
| 2  | 陳情第148号「請願・陳情に対する取り扱いの改善について」   | 継続審査とすることを決定。                   |
| 3  | 令和5年9月定例会会期日程案について  | 資料No.3のとおり確認。                   |
| 4  | 議会運営上の協議事項について<br>(1) 本会議（一般質問）のオンラインでの実施について（No.8）<br>(2) 発言者席の常設について（No.10）<br>(3) 予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保について（No.12）<br>(4) 傍聴席での飲水について（No.19） | 各会派協議のうえ、次回本委員会で意見を表明してもらうよう依頼。 |

## 8 会議の経過

（請願第11号及び陳情第148号について、文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

**○委員長（中村義雄君）** 開会します。まず、請願・陳情の審査を行います。初めに、請願第11号、旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについてを議題とします。本件について、事務局に説明させます。政策調査課長。

**○政策調査課長** 請願第11号、旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについて、事務局から説明します。本決議は、旧統一教会、現在は世界平和統一家庭連合の反社会的活動や政治家との癒着が浮き彫りとなり、大きな社会問題となっている。それは国政に限らず、地方議会にまで及ぶ広範な癒着構造を作り出している。旧統一教会は、靈感商法や多額献金の強要、集団結婚等で多数の被害者を作り出してきた。全国靈感商法対策弁護士連絡会、全国弁連は、2021年までの約35年間で、全国弁連の弁護士や消費生活センターが受けた旧統一教会に関する相談件数は3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとし、これでも氷山の一角だとしている。そのような反社会的活動を繰り返す一方で、旧統一教会は政治家との癒着を強めてきた。選挙活動の支援、パーティー券購入等の見返りに、政治家が旧統一教会が行うイベントなどに出席し、祝電を送るなどすることで、旧統一教会の活動にお墨付きを与えてきた。市民の代表である市議会議員が、このような団体と癒着することは、市民の政治に対する不信感を増し、さらなる被害者を作り出すことにつながりかねない。文部科学省は宗教法人法に基づく質問権を行使し、解散命令の請求要件に該当するかどうかを調査している。よって、本市議会は、旧統一教会との間で、行事への参加やメッセージなどの送付、会費の納付等の関係を一切持たないことをここに宣言する。以上、決議する。というものであります。

令和4年12月15日の本会議において、議会運営委員が提出者となり提出され、全議員の賛成によって可決されたものです。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 質問、意見はありませんか。

（質問、意見なし）

なければ、本件については、慎重審議のため、本日は、継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。

次に、陳情第148号、請願・陳情に対する取り扱いの改善についてを議題とします。本件について、事務局に説明させます。議事課長。

**○議事課長** 陳情第148号について説明いたします。本陳情は、1（1）文書表への書き直しをしないで、受け取った文書をそのまま所管委員会に示すこと。他5件について改善を求めるものでございます。説明に際しまして、会議規則134条において、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする規定されておりますので、陳情は請願と言い換えて説明させていただきます。

まず、請願書・陳情書についての2点についてでございます。文書表の作成につきましては、本市議会では会議規則130条及び131条において、議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託すると規定されております。全国市議会議長会が定めた標準市議会会議規則においても、文書表を作成することが規定されており、多くの政令市においても本市と同様に文書表を作成している状況にあります。文書表は、請願の審査を能率的かつ十分に行えるよう、不統一な請願書を一定の様式で簡明にまとめたものであると理解しております。そのため、文書表の作成に当たっては、請願の趣旨や審査事項を明確にしつつ、請願者の願意を損なわないよう留意してきたところでございます。このような中、文書表にした際に、2ページ以内で収まる内容の請願であれば、昨年の4月以降に受理したものは、本日の審査に使用しておりますお手元の文書表のように、ほぼ原文どおり掲載しております。一方、あまりに長文なもの、趣旨が伝わりにくいものなどは、一部要約することもあります。今後も、今回の陳情第148号と同じく、できる限り原文を掲載したいと考えております。文書表は、会議規則に基づき、議長の指示により事務局の責任において作成するものであると考えております。文書表の作成に当たっては、請願書の原文の趣旨を反映することが大切であると考えており、引き続き、適正、的確に作成するよう取り組んでまいります。

最後に、口頭陳情について、委員会審査に関する点、継続審査に関する点についてでございます。先例により口頭陳情は、請願・陳情の提出者の中から5人以内、陳情時間5分以内とし、委員会開会前または休憩時に受けるのを例とするとされており、現状として、口頭陳情は委員

会開会前に実施しているため、委員会記録には掲載しておりません。また、口頭陳情者への質問も実施しておりません。一方、委員会で活発な審査を行うために、現在、訴えたい要望や意見について、わかりやすく請願書に記載いただくこと、口頭陳情で補足説明すること、口頭陳情の際に委員長の許可を得て、補足資料を活用することなどを行っているところです。さらに、より詳細な議論が必要な場合は、紹介議員への質問や委員間討論、参考人招致などの対応も考えられます。また、請願の審査は、執行部から現状の市の認識や現行制度などを聴取した後、審査に必要な質問などを行い、慎重審議を要するものについては、継続審査としております。継続審査の理由については、願意を満たそうとした場合に予算の裏付けが必要となるもの、直ちに賛否を決めかねるもの、国政レベルでの対応が必要で本市単独で行えないもの、政治的な主義・主張を伴っているものなど、慎重な判断を求められるものが多いため、各委員会で継続審査となっているものと考えております。なお、継続審査となった請願につきましては、法律や制度などが変更された場合や、審査内容の状況に変化が生じたときなど、改めて委員会で審議をする必要があると委員会が判断した場合は、審査されているものでございます。説明は以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 質問、意見はありませんか。山内議員。

**○委員（山内涼成君）** いくつか意見とお伺いしたい点を述べさせていただきます。まず、文書表は、基本的になくしてもいいとは思いますが、原文審査でもいいと思いますが、陳情内容が多岐に及んで複数委員会に付託する場合などは、文書表に置き換える必要が出てくると思います。そうなった場合に、整理が必要になってくると思います。この辺の整理をどうするのかということについては、今後議論を深めていく必要があると思えます。そういった意味でも、文書表をなくして原文審査でいいかと思えます。それと、もう一つは、委員会の議事に位置づけるべきだということについて、今日もありましたけれども、口頭陳情以降からの議事ということになりますので、議事録には口頭陳情が載らないということになります。委員会に付託されている以上は、私は議事録に残すべきだと考えています。もし、この公式な場で陳情者から個人への攻撃だとか誹謗中傷などがあつた場合、発言の取消し等のルールが存在するのか伺いたい。

**○委員長（中村義雄君）** 議事課長。

**○議事課長** 委員会の中での発言の取消しについてでございます。委員会条例第10条に委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持するという規定がございます。また、会議規則第107条において、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができるという規定がございますので、その規定の中で、発言の取消しや訂正を求めたり、そういったことは委員長の裁量で行うものと考えております。

**○委員長（中村義雄君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** その場合は、あくまで、この委員会の中での委員長の発言の訂正という

ことになると思います。本会議は、本会議中の発言を取り消す場合、会期中であればできると思います。ただ、この委員会の中で、個人攻撃などの誹謗中傷があり、発言を取り消す必要があるとされたときには、こういったルールに基づくことになるのでしょうか。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 先ほども申しあげました秩序の保持というところで、明確に具体的な規定はありませんが、例えば、委員会の秩序を乱す委員がいるときは、委員長はこれを制止し発言を取り消させることができるということになっています。委員会の会期というのは、委員会開会から閉会までで、訂正を求めたり、取消しを申し出たり、そういったことは委員会の中で行われるもの。委員会が終わった後に何かそういう申出が、議員もしくは執行部から申し出があれば、それは事実上の行為として、事後の委員会の中で報告をするということになります。つきましては、委員会の中で、もし訂正・取り消しができないのであれば、基本的にはそのまま議事録に残るということになります。

○委員長（中村義雄君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういうことは、本人が発言を取り消したいと申出をした場合には、委員会が終わったあとはできないということですか。

○委員長（中村義雄君） 議事課長。

○議事課長 内容にもよるとは思いますけども、記録は委員長の責任において作るものですので、事実上の行為と先ほど申しあげたけども、内容によって取り消すことは委員長の判断でできるのではないかとこのように理解しております。

○委員長（中村義雄君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） はい、分かりました。

○委員長（中村義雄君） ほかにございませんか。なければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。以上で、請願・陳情の審査を終わります。

次に、令和5年9月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。9月定例会につきましては、現在のところ、9月1日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来例に倣って作成しております。会期は9月1日から10月3日までの33日間でございます。具体的には、9月1日は本会議で、市長の提案理由説明、8日から14日までは、本会議で質疑及び一般質問、14日から27日までは、決算特別委員会を設置し、決算議案の審査、28日は本会議で、決算議案の採決、29日及び10月2日は常任委員会で、決算議案以外の一般議案の審査、10月3日は本会議で、一般議案の採決でございます。請願・陳情の締め切り日は、点字分が9月14日、点字以外の一般分が21日となります。なお、予定どおり9月定例会

が9月1日に招集される場合には、その7日前に当たる8月25日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は、資料に記載の4件について協議を行います。まず、それぞれの事項について、事務局の説明を求めます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー4の1をお願いいたします。本会議一般質問のオンラインでの実施についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。総務省から、本会議で質問として行われる発言をオンラインによる方法で行うことは差し支えない旨の見解が示されたことから、一般質問をオンラインによる方法で行うことができるようにしてはどうかというものでございます。

内容について御説明いたします。まず、本件についての総務省見解でございます。本年2月7日に、新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aにおきまして、資料に記載のとおり、オンラインによる方法で本会議を開催することについての見解が示されました。この通知によりますと、一つ目のマルですが、団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行う必要があること。二つ目のマルですが、地方自治法第113条における本会議への出席は、現に議場にいることと解されていること。三つ目のマルですが、表決・討論・質疑は、議員が議場において行う必要があり、これらの発言をオンラインによる方法で行うことはできないということ。四つ目のマルですが、団体の事務全般について、執行機関の見解をただす趣旨で行われる質問の発言については、法律の定めはなく、各団体が根拠規定の整備や議決または申合せ等を講じた上で、欠席議員がオンラインによる方法で行うことは差し支えないこと。このような見解が示されております。

この見解を本市議会の運営に当てはめますと、議案に対する質疑・討論・採決は、現に議場にいる議員が行う必要があるため、質疑をオンラインによる方法で行うことはできません。一方、市の一般事務について質問する一般質問については、根拠規定等を整備することにより、欠席議員がオンラインによる方法で行うことができるという解釈になります。オンラインによる方法で一般質問を行うには、どのような理由により欠席する議員が行うことができるか、根拠規定の整備、議場の環境整備等について検討する必要があります。このうち、どのような理由により欠席する議員がオンラインによる方法で一般質問を行うことができるかにつきましては、本市議会の委員会では、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により参集困難な場合にオンライン出席が可能としており、委員会室への参集を基本

としていることから、そのように規定されている委員会との整合性を図る必要があるのではないかと考えております。

次に、根拠規定の整備につきましては、会議規則を改正する場合、まだ、総務省や全国市議会議長会から、改正案等が示されていないため、改正箇所の特定制や改正案を慎重に検討する必要があります。また、議場の環境整備については、インターネット回線やモニター等の機器等を整備する必要があります。このような状況を踏まえ、本協議事項では、オンラインによる方法で一般質問を行うことの可否について御協議いただきたいと思います。なお、他の政令市の状況について調査したところ、今後、検討を予定している政令市は、本市を含めて5市で、実施時期については、いずれも未定とのことでした。

次に、資料ナンバー4の2をお願いいたします。発言者席の常設についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。発言者席については、令和2年4月臨時会から新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫感染を予防する観点から、演壇の前に設置し、第2質問以降の発言を行ってきた。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、発言者席の今後の在り方について議会運営委員会で協議中であり、協議がまとまるまでの間は、現状の発言者席を暫定的に残すこととなっている。発言者席は自席と比べて、議員と執行部が議論していることを視覚的に認識しやすい配席であるため、下図のとおり、さらに発言しやすい席となるように改修し、常設することとしてはどうかというものでございます。

内容について少し補足して説明させていただきます。まず、発言者席の設置から現在までの経緯については、提案趣旨のとおりでございます。御提案のとおり、議長席前の4人分の議席を撤去し、中央に発言者席を設置する場合、議席の撤去・移設やマイクの配線工事等を行う必要があるため、これらの費用・改修期間について、現在、事務局において見積もりを聴取しているところですが、申し訳ありませんが本日までに確認することができませんでした。御検討いただく際に必要な情報でありますので、判明次第、速やかに委員の皆様にお伝えさせていただきますと思います。

次に、資料ナンバー4の3をお願いいたします。予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保についてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。現在、予算・決算特別委員会の委員長及び副委員長は、先例により分科会に所属しないこととなっているため、所管の分科会において質疑を行うことはできない。正副委員長は、中立公平に委員会を運営する立場ではあるが、委員の一人として、分科会においても発言を認めることとしてはどうかというものでございます。

現状について御説明いたします。現在、先例176により、予算及び決算特別委員会の委員長及び副委員長は、分科会に所属しないこととされております。また、先例177によりまして、委員長及び副委員長は、分科会に出席し、会議の運営に関し発言することはできるものの、質疑を

行うことはできません。そこで、過去の経緯、先例を調べてみますと、本市議会が設置された昭和38年、この年の6月に行われました予算特別委員会以降、正副委員長ともに分科会には所属しておりません。その理由としましては、分科会間の総合調整を図るためということであり、次に、他の政令市の状況を確認しましたところ、本市議会のように予算または決算特別委員会を設置し、分科会制で審査を行っているところが、本市以外に12市ございました。このうち、正副委員長ともに分科会での質疑を可能としているところが6市ございました。次に、委員長は質疑不可としているところ、要するに副委員長のみ質疑可能としているところが4市、正副委員長ともに質疑不可としているところが、2市という状況でございます。このように、委員長または副委員長の質疑を不可としている市が合わせて6市ございますが、その理由としましては、分科会には所属するが慣例的に行われていない。円滑な委員会運営を図るという位置づけである。中立的立場として発言しないことを幹事長会議で確認している。議事整理を担う立場であるなどの理由でございました。最後になりますが、この協議が整った場合の先例の改正案でございます。資料の下段の新旧対照表にお示ししているとおり、先例176、177について、記載のとおり改正してはどうかと考えております。私からは以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 総務課長。

**○総務課長** 資料ナンバー4の4をお願いいたします。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。議員は、議場や委員会室で飲水することができるが、傍聴者の飲水は規則により禁止されているため、傍聴者も飲水できるように見直してはどうかというものでございます。

傍聴に関する法的根拠としましては、地方自治法第130条第3項において、議長は、会議の傍聴に関し、必要な規則を設けなければならないと規定されており、これは傍聴人の秩序保持等に関する議長の職権を規定したものでございます。本市議会では、この地方自治法の規定に基づき、北九州市議会傍聴規則を制定しており、傍聴人の守るべき事項として、第13条第5項において飲食または喫煙をしないことが規定されてございます。また、北九州市議会委員会傍聴規則にも、同様の規定がなされております。そういったことから、現状では議場及び委員会室における飲水については認められておらず、必要であれば傍聴者ロビー等を案内し、飲水をお願いしているところでございます。また、市議会議員につきましては、議場での飲水に関する規定はなく、平成29年11月6日の議会運営委員会におきまして、全ての委員会における飲料水の持ち込み、具体的には、お茶または水に限り、ペットボトルや水筒等により持ち込むことが認められました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月2日の議会運営委員会において、委員会室と同様に、議場への持ち込みも認められることとなりました。なお、執行部に対しましても、同様の取扱いとすることが確認されております。以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** 次に、(1)から(3)までの3件について、提出会派から、提案趣旨についての補足説明をお願いしたいと思います。まず、本会議一般質問のオンラインでの実



施についてお願いいたします。自民党・無所属の会。

**○委員（吉村太志君）** 総務省が本会議において、一般質問をオンラインによる方法で行うことは差し支えないとの見解を示したことを受けて、今回協議事項として提案させていただきました。まずは、委員会と同じく、重大な感染症のまん延、災害の発生等により参集することが困難なときに、オンラインで一般質問ができるようにしてはどうかと考えています。規定や機材の準備ができ次第、実施することができるように各会派において検討をお願いしたいと思います。

**○委員長（中村義雄君）** 私からの補足です。総務省の見解では欠席扱いとなります。オンラインで質問するからといって出席扱いになりません。あくまで欠席扱いです。ハートフル北九州。

**○委員（泉日出夫君）** 自民党・無所属の会からもお話があったように、やはりオンラインで一般質問を実施することを我々市議会も積極的に進めるべきではないかという思いから、会派内で意見が出ましたので今回提案させていただきました。

**○委員長（中村義雄君）** 次に、発言者席の常設についてお願いいたします。公明党。

**○委員（渡辺修一君）** 内容としては事務局からの説明のとおりですが、飛沫感染を予防する点から発言者席を設けていただきました。他都市の議場を見たときに発言者席はきちっと設けているところが多くありましたので、これを機に北九州市議会の議場も発言者席を常設していただければと提案しました。

**○委員長（中村義雄君）** 次に、予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保についてお願いいたします。日本共産党。

**○委員（山内涼成君）** 現在、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長は、先例によって分科会に所属しないこととなっており、所管の分科会において質疑を行うことはできておりません。一方で予算決算特別委員会に分科会を設置している本市を含む12の政令市議会のうち半数の6つの市議会で、委員長、副委員長ともに所属する分科会での発言が認められております。また、別の2つの議会では副委員長のみ発言できることになっております。正副委員長は中立公平に委員会を運営する立場であるということは当然でありますけども、一議員として議案に対する質疑を行い、意見を述べることは、これは市民の負託を受けた議員の責務であると考えております。そこで、正副委員長も委員の1人として分科会に所属をして発言を認めるよう先例を見直すことを提案させていただきます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいま議題となっております4件について、事務局の説明と提出会派からの補足説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本日協議いただきました4件については、次回の本委員会で、各会派の意見をいただきたいと思っております。このうち、本会議のオンラインでの実施については、一般質問について、委員会と同様に重大な感染症のまん延、災害の発生等により参集困難な場合に限り、規定

や機器等の準備が整い次第実施することについての意見をいただきたいと思います。各会派での検討をお願いいたします。

ほかになれば、本日は、これで閉会します。

---

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊟